

下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法・環境省及び各省庁関係通知等
記号【E】

2-1

番号	発簡番号	発簡年月日	発簡者省庁等	件名	摘要
1	法律第31号	昭和50年5月23日		下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 (改正 昭和60法律104)	合特法
2	政令161号	昭和50年5月23日		下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令 (改正 昭60政令246)	
3	厚生省令第37号	昭和50年10月20日	改正 昭60厚生34	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	
4	厚生省環第676号	昭和50年10月21日	厚生事務次官通知	同上の施行について(依命通知)	
5	環整第95号	昭和50年10月21日	厚生省環境衛生局水道環境部長通知	同上の施行について	
6	衛環第2号	昭和61年1月13日	厚生省生活衛生局水道環境部長通知	同上の一部改正について	
7	建設省都下管発第18号	昭和63年6月14日	建設省都市局下水道部下水道管理指導室長通知	下水道処理施設維持管理業者の登録に関し下水道管理指導室長が別途定める施設について	
8	衛環第103号	平成元年7月25日	厚生省水道環境部環境整備課長通知	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画について	
9	衛環第20号 衛浄第3号	平成2年1月31日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・浄化槽対策室長通知	下水道に関する行政監察結果に基づく勧告について	
10	衛浄65号	平成3年12月20日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長・浄化槽対策室長通知	農業集落排水処理施設の維持管理について	
11	3-9	平成3年12月20日	構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室長通知	農業集落排水処理施設の維持管理について 宛先:各農政局建設部整備課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長	
12	衛環第233号	平成4年8月13日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改定について	
13	建都下管発8号	平成5年4月6日	建設省都市局下水道部下水道管理指導室長	下水道維持管理における民間委託について	
14	衛環第120号	平成5年4月6日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画について	
15	衛環第120号	平成6年3月29日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について	
16	建都下管発6号	平成6年3月29日	建設省都市局下水道部下水道管理指導室長	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定について	
17	衛環第279号	平成7年12月19日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長	汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について	
18	建設省都下公第34号	平成7年12月19日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長、農林水産省構造改善局計画部事業計画課長、建設省都市局下水道部水道企画課長	汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について	
19	環廃対第213号	平成15年3月17日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3項1号及び同条第6項第1号に規定する一般廃棄物処理業者の許可要件について	
20	総行行第87号	平成15年7月17日	総務省自治行政局長	地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)	

Item No.	Description	Quantity	Unit	Value	Total
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法・環境省及び各省庁関係通知等
記号[E]

番号	発簡番号	発簡年月日	発簡者省庁等	件名	摘要
21	環廃対発第040824001号	平成16年8月24日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	一般廃棄物の計画的な処理の推進について	
22		平成18年1月23日	全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料	一般廃棄物処理施設等における指定管理者制度導入に際しての留意事項	
23	環廃対発第080619001号	平成20年6月19日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について	
24	総行経第38号	平成22年12月28日	総務省自治行政局長	指定管理者制度の運用について	
25	環廃対発第1303071号	平成25年3月7日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	合理化事業計画の策定状況調査について(依頼)	
26	環廃対発第1308301号	平成25年8月30日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画策定状況調査結果について	
27	環廃対発第1410081号	平成26年10月8日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)	
28	環廃対発第1508062号 環廃産発第1508061号	平成27年8月6日	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について(通知)	
29	環 70号 環整発 29号	昭和47年 4月23日 " " 5月18日	厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課から千葉県衛生課長あて回答	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について	令和元年 11月20日
30	衛環 70号	平成 5年 5月 11日	厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長から静岡県保健衛生課長あて回答	一般廃棄物処理業の許可の更新について	令和元年 11月20日
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

Main table with multiple columns and rows, containing detailed data or text.



本文へ | 音声読み上げ・文字拡大 | 各種窓口案内 | サイトマップ
日本語 | English

検索

トピックス一覧 | 新着情報一覧 | 報道発表一覧 | 環境Q&A

ホーム | 環境省のご案内 | 政策分野・行政活動 | 環境基準・法令等 | 白書・統計・資料 | 申請・届出・公募 | 報道・広報

法令・告示・通達

ホーム > 法令・告示・通達 > 一般廃棄物処理業の許可の更新について

一般廃棄物処理業の許可の更新について

公布日：平成5年3月11日
衛環70号

(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長回答から静岡県保健衛生部長あて)

平成五年三月九日付け環第一二〇一号をもって照会のあった標記の件については、下記のとおり回答する。

記

一般廃棄物の処理については、従来より市町村の固有事務として実施されてきており、一般廃棄物処理業は市町村が策定する一般廃棄物処理計画の下で許可してきた実績を有するものである。また、一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村がその固有事務として実施する一般廃棄物処理事業の一環として、市町村を補完し、その信頼性・安定性が確保されているものである。

このようなことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項又は第五項の許可の更新に当たって提出させる書類は行政事務の簡素化の観点からも画一的に過大なるものとするべきではない。

また、許可の更新の申請が法第七条第三項各号又は第六項各号に適合しているかどうかの判断は、事業の実績を考慮して行うことが可能である。

したがって、法第七条第二項又は第五項の許可の更新に当たっては、特段の事情のない限り、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者でない証明書、誓約書及び経理的基礎を証する書類の提出を求める必要はない。

- ◆ 環境省のご案内
- ◆ 政策分野・行政活動
- ◆ 環境基準・法令等
 - 環境基準
 - 法令・告示・通達
- ◆ 白書・統計・資料
- ◆ 申請・届出・公募
- ◆ 報道・広報

ページ先頭へ



環境省（法人番号1000012110001）
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図](#)・[交通案内](#)
[環境省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.



カスタム検索

[ホーム](#) |
 [環境省のご案内](#) |
 [政策分野・行政活動](#) |
 [環境基準・法令等](#) |
 [図書・統計・資料](#) |
 [申請・届出・公表](#) |
 [報道・広報](#)

法令・告示・通達

ホーム > 法令・告示・通達 > 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

公布日：昭和47年3月23日
環90号

(千葉県衛生部長から厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長あて照会)

市町村において、一般廃棄物のうち「ごみ」のみ直営(委託を含む。)で処理を行なっていて「し尿」については、すべて許可業者で収集および運搬を行なっている場合に下記の事項について疑義がありますので、ご教示願いたく照会します。

記

手数料条例規程は、市町村が行なっている事務について手数料を徴収するために定められることと、昭和二年八月一四日付厚生省発衛第二四一号をもって通牒に係る「清掃法の施行について」の第八 四の趣旨は、改正法に踏襲されていると考えられることから、「し尿」の収集および運搬の手数料については、条例化できないと解せられるが如何。

なお、当該市町村における許可業者が一社の場合と数社ある場合とで、この解釈に相違はあるのか。

(昭和四七年五月一八日)
(環整第二九号)

(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長から千葉県衛生部長あて回答)

昭和四七年三月二三日付環第九〇号をもって照会のあった標記の件については、次のとおり回答する。

記

市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない。なお、このことについては、市町村における許可業者が一社であろうと、数社であろうと同様である。

- + 環境省のご案内
- + 政策分野・行政活動
- 環境基準・法令等
- 環境基準
- 法令・告示・通達
- + 図書・統計・資料
- + 申請・届出・公表
- + 報道・広報





環廃対発第 1508062 号
環廃産発第 1508061 号
平成 27 年 8 月 6 日

都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を
改正する法律等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 275 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 27 号）の施行については、平成 27 年 8 月 6 日付け府政防発第 581 号・消防災発第 109 号・環廃対発第 1508061 号により内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところである。

改正内容の実施に当たっては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、都道府県におかれては、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正

1 都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加

過去の災害では、事前の備えを行っていなかった自治体において、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理に混乱がみられたことから、環境大臣が定め

る廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）や都道府県が定める、基本方針に即した当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「都道府県廃棄物処理計画」という。）について、非常災害時についての事項を追加することとした。これに伴い、都道府県廃棄物処理計画の策定に当たって従うべき基準として、新たに以下の事項を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）に規定した。

① 非常災害時においても廃棄物の減量その他その適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するための措置に関する事項
（例えば、災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関することを想定。）

② 非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
（例えば、災害協定のような地方自治体間や地方自治体と事業者間の連携・協力に関すること、市町村で災害廃棄物の処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく当該処理の全部又は一部の都道府県への事務委託に関することを想定。）

③ 産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項
（例えば、非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定した施設の処理余力の把握や施設情報の市町村との共有に関することを想定。）

今般の改正に基づき都道府県廃棄物処理計画を変更するに当たっては、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）及び国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）の趣旨はもとより、災害廃棄物対策指針（平成26年3月28日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他その都道府県において既に策定された防災に関する指針・計画等と整合を取りつつ、各地域の実情に応じて必要な事項を定められたい。

あわせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第4条の2に定める、非常災害時における国、都道府県、市町村、事業者等の関係者の適切な役割分担と相互の連携・協力については、都道府県廃棄物処理計画はもとより、災害廃棄物対策指針及び今後環境省において策定する「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の内容を踏まえ、全国8箇所を設置した地域ブロック協議会又は連絡会を活用し、各ブロックの行動計画として取りまとめ、実施することを通じて、実現を図られたい。

2 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議をしようとするときは、

- ① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ② 一般廃棄物処理施設の種類

- ③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④ 一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

を記載した協議書を都道府県知事に提出することとした（規則第5条の10の3）。

市町村が、都道府県知事からあらかじめ同意を得ることによる効果は、非常災害時に設置する事前協議を経た一般廃棄物処理施設について、都道府県知事による技術上の基準に適合するか否かの審査に要する期間（廃棄物処理法第9条の3第3項）を省略することにある。

このため、本特例が適用されるのは、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設が、都道府県知事が同意した施設と同一の場合に限られるのであり、同意を得た内容に変更を加える必要が生じた場合にあっては、市町村は、都道府県知事に対し、当該変更が生じる部分について、必要な書類を添えて再度協議し、同意を得る必要がある。

また、あらかじめ都道府県知事の同意を得ていた一般廃棄物処理施設を非常災害時に設置しようとするとき、当該市町村は、都道府県知事に対し、廃棄物処理法第9条の3第1項に基づく届出をすることとなる。この場合において、市町村が実施する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する手続及び当該一般廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者に対して生活環境保全上の見地からの意見書提出の機会を付与する手続に関し条例で定める事項は、平時に市町村が届出により一般廃棄物処理施設を設置するときの事項と同様のものとする。こととした。

本特例に係る条例の制定に当たっては、今般の改正の趣旨を踏まえ、生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供する場所の変更や期間の短縮等、非常災害の状況に応じて平時における一般廃棄物処理施設の設置の手続を一部簡素化することが考えられる。また、生活環境影響調査の実施における項目の選定や内容、期間などについても、災害の程度を踏まえた上で、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するという観点からの対応が考えられる。

3 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の適用

本特例は、非常災害が発生し、既設の廃棄物処理施設の活用又は通常の手続に基づく一般廃棄物処理施設の設置によつては円滑かつ迅速な処理が困難と認められる場合、市町村が、一般廃棄物処理施設の設置まで含めた廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託し、当該民間事業者等による届出を都道府県知事が受理することにより適用を受けることとなる。個々の災害が本規定の特例措置等の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなる。

本規定に基づき一般廃棄物処理施設の設置を都道府県知事へ届け出る者は、通常、許可申請書に記載する事項を記載した書類と併せて、生活環境影響調査の結果を記載した書類を提出する必要がある（廃棄物処理法第9条の3の3第1項及び規則第5条の10の4）。

届出に先立ち、当該届出をしようとする者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならないこととするとともに、当該施設の設置に関する利害関係者に対し、当該届出をしようとする者に対する生活環境保全上の見地からの意見書の提出の機会を付与することとした（廃棄物処理法第9条の3の3第2項）。当該手続に関し、条例で定める事項としては、公衆の縦覧に係るものとして、対象となる一般廃棄物処理施設の種類、書類の縦覧の場所及び期間その他必要な事項を、意見書の提出に係るものとして、意見書の提出先及び提出期限をそれぞれ定めた（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号。以下「令」という。）第5条の6の2）。同条例の制定に当たっても、2に記載した条例と同様の趣旨で、非常災害の状況に応じて、常設の一般廃棄物処理施設を設置する際に適用している内容を一部簡素化することが考えられる。

都道府県知事への届出がなされた後、当該届出に係る施設（以下「届出施設」という。）の設置に至るまでの手続、当該届出施設を設置した者（以下「届出施設設置者」という。）が設置後に負う維持管理に係る責務、届出施設が技術上の基準等に適合しない場合における都道府県知事からの改善命令及び使用停止命令、届出施設の変更に係る手続並びに都道府県知事が行う処分に関する環境大臣の指示については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合に準じることとした（廃棄物処理法第9条の3の3第3項）。

届出施設設置者は、一般廃棄物処理施設の設置者として、廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた者等と同様に、届出施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮する必要がある（廃棄物処理法第9条の4）。また、届出施設の供用開始後、運転状況の適切な記録及び情報の開示のため、維持管理の状況に関する情報及びその公表、記録の閲覧並びに記録する事項についても、通常の一般廃棄物処理施設と同様の措置をとる必要がある（規則第5条の10の5から第5条の10の8まで）。

届出施設設置者について、①当該届出施設設置者が法人であるとき、当該法人の合併又は分割があった場合に、当該合併又は分割について都道府県知事による認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により成立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人が、②当該届出施設設置者の相続があったときは相続人が、それぞれその地位を承継することとなる（廃棄物処理法第9条の6第1項及び第9条の7第1項）。なお、届出施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出る必要がある（廃棄物処理法第9条の7第2項）。

本規定の適用による一般廃棄物処理施設の設置若しくは設置後の施設の変更に關して都道府県知事への届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合、又は当該施設に係る都道府県知事からの計画変更命令、廃止命令、改善命令、若しくは使用停止命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（廃棄物処理法第29条第1号及び第13号）。

本特例は、市町村からの委託を受けて非常災害により生じた廃棄物を処理するための一般廃棄物処理施設の設置に係る特例であることから、当該廃棄物の処理終了後に、常設施設として当該施設において平時の一般廃棄物を処理しようとする場合には、別途廃棄物処理法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可が必要である。

4 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加

平時においては、一般廃棄物を既設産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前に届け出ることとされている。

今般、非常災害により生じた廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するための必要な応急措置として、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置できることとした（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。

本規定は、被災地域の地方自治体において平時のような事務処理が困難となる場合が想定されることを鑑み、生活環境の保全上支障を防止するため等、特に早急に処理が必要な非常災害により生じた廃棄物について、被災地域に既に設置されている産業廃棄物処理施設を迅速に活用するため、設けたものである。

他方、被災地域外の都道府県における産業廃棄物処理施設において当該廃棄物を処理しようとする場合においては、不適正な処理を未然に防止する観点から、当該処理を行おうとする者に対し、通常と同様に事前に届け出るよう周知を図られたい。

5 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

非常災害が発生した場合、平時において市町村が処理している日常生活に伴って生じたごみやし尿、事業系一般廃棄物とはその質、量ともに異なる廃棄物が発生し、被災市町村が当該廃棄物の処理体制を十分に確保できない場合が生じるおそれがあることから、市町村が非常災害により生じた廃棄物の処理を委託する場合について、これまで一律に認められていなかった一般廃棄物の処理の再委託を可能とすることとした。

ただし、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託が可能となるのは、非常災害により生じた廃棄物の処理に限られ、平時においては、引き続き再委託が禁止であることに変更はない。また、個々の災害が、再委託が適用される「非常災害」に該当するか否かについては、処理責任を有する市町村により判断されることになり、市町村が当該災害により生じた廃棄物について、通常の委託基準にのっとりた処理が困難であり、再委託を適用することにより円滑かつ迅速な処理が期待できると判断した場合において適用されるものである。

具体的には、市町村は、非常災害時において環境省令で定める基準（以下「再委託基準」という。）に従って他人に委託して受託業務を実施する者に対しても、処理を委託できることとした（令第4条第3号）。あわせて、同号の規定の適用により、非常災害時に市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処理を業として行う者については、法第7条第1項又は第6項の一般廃棄物処理業の許可を受けることを要しないこととした（規則第2条第1号及び第2条の3第1号）。

受託者は、受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合であっても、

受託業務のうち再委託しようとする部分も含め、受託業務全体の実施に関し相当の経験を有することが必要となる（令第4条第1号）。この場合の「相当の経験」については、例えば、受託業務に係る廃棄物と類似の性状を有する廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して適正に実施した経験等があれば足りる。また、受託者が法人の場合、役員、従業員等で実際に受託業務に携わる者に相当の経験を有する者があれば足り、法人として受託業務と類似する業務を行った経験があること等は必ずしも要しない。

受託者が受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合において、受託業務に係る一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、当該処分又は再生を委託した市町村は、受託者のみならず再受託者の氏名又は名称等についても、当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し通知することが必要となる（令第4条第9号イ）。

再委託基準としては、以下の事項を規定した（規則第1条の7の6）。

① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。

（再委託により処理を行うこととなる廃棄物は、非常災害により発生し、特に処理が必要となった廃棄物である。他方、平時における処理体制を活用することにより対応が可能と考えられる、日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物や、平時においても排出されると考えられる事業系一般廃棄物の処理については、再委託の規定を適用する対象とはならない。）

② 受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。

(イ) 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

（なお、受託者が受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合、当該受託者は、受託業務のうち再受託者に対し再委託しようとする部分については、それを遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有することを要しない。）

(ロ) 廃棄物処理法第7条第5項第4号イから又まで（いわゆる欠格要件）のいずれにも該当しないこと。

(ハ) 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

（再受託者が受託業務を更に他人に委託すること（再々委託）を禁止するものである。）

(ニ) 市町村と当該受託者との間の委託契約（以下「一次委託契約」という。）に係る契約書（以下「一次委託契約書」という。）に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。

（一次委託契約書において、再受託者となることが想定される者を全て記載することで、市町村が再受託者を確実に把握することを旨とするものである。）

③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であるこ

と。

- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

受託者が再受託者に対し受託業務を再委託した後、当該再受託者が業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有しなくなったり、いわゆる欠格要件に該当したりする場合、受託者が一次委託契約書に記載されていない者に受託業務の再委託を行った場合、再受託者が受託者から委託を受けた業務の再々委託を行った場合等は、受託者は再委託基準に違反し、令第4条第3号に該当しないこととなる。この場合、一般廃棄物の統括的な処理責任を有する市町村は、当該受託者に対し、再委託基準に従うよう適切に指導等を行うとともに、指導等の後も改善が見られない場合には、同条第8号の規定に従い定められた一次委託契約に係る契約解除条項により、一次委託契約を解除するなど、厳正に対処されたい。

なお、受託業務に係る一般廃棄物が特別管理一般廃棄物である場合、令第4条に規定する基準に加え、令第4条の3に規定する基準についても遵守する必要がある。

第二 災害対策基本法の改正の内容

1 環境大臣が策定する処理指針の策定の位置づけ

一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、これまでの災害廃棄物対策においては、国は財政面の補助や技術的な助言を行う等、側面的な支援をするに留まっていた。しかしながら、大規模な災害が発生した場合であっても災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理するためには、国が現に発生した災害及び現に生じた災害廃棄物の種類や特性に応じてその処理の方法や工程、期間についての基本的な方向性を示した上で、改正前の災害対策基本法に規定されている廃棄物処理の基準の緩和等の特例措置を迅速かつ適正に行う必要がある。

このため、大規模な災害により発生した廃棄物の処理について、環境大臣が、当該災害により生じた廃棄物処理に関する基本的な指針（以下「処理指針」という。）を定め、これを公表することとしたものである（災害対策基本法第86条の5第2項）。環境省においては、大規模災害発生時に速やかに処理指針を策定すべく、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定することとしているところである。地方自治体におかれれば、同行動指針の内容を踏まえて大規模災害に向けて備えられたい。

2 環境大臣による廃棄物の処理の代行

今後生じる災害の規模や態様によっては、被災地域において、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けることが否定できない。このような場合に備え、発災後の機動的対応が可能となるよう、環境大臣が、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に

基づき、災害対策基本法第 86 条の 5 第 1 項に基づき指定された災害により生じた廃棄物（以下「指定災害廃棄物」という。）の処理の代行を行うことができる旨の規定を設けることとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）。

環境大臣による指定災害廃棄物の処理の代行は、災害対策基本法第 86 条の 5 第 4 項に基づき指定された廃棄物処理特例地域内の市町村の長からの要請により、次の事項を勘案し、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため必要があるか否かの観点から、その適用の要否が判断されることとなる。

- ① 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- ② 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- ③ 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

具体的には、①については、当該市町村及び地方自治法に基づき当該市町村から事務を受託できる都道府県の行政機能の低下の度合い等を、②については、平素当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県で行われない廃棄物の処理のための知識や技術の程度等を、③については、当該市町村及び当該市町村を管轄する都道府県内における処理が困難な程度に災害廃棄物が発生しているか否か等を勘案することを規定している。

指定災害廃棄物の処理を代行する環境大臣が当該処理を他人に委託する場合に、当該委託先が処理を行うに当たっては、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しないこととした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 10 項）。

また、本規定の適用により廃棄物の処理を代行した環境大臣については、通常、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物の処理を行っている市町村と同様に、廃棄物処理法第 19 条の 4 の規定による措置命令の適用からは除外することとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 11 項）。

環境大臣が代行した指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要した費用については、まず国が負担した上で、当該指定災害廃棄物の処理の代行を要請した市町村は、当該市町村自らが当該指定災害廃棄物の処理を行う場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額を控除した額を負担することとした。また、国は、これにより当該市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした（災害対策基本法第 86 条の 5 第 12 項及び第 13 項）。

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切なる者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

環廃対発第 1308301 号
平成 25 年 8 月 30 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく
合理化事業計画策定状況調査結果について

一般廃棄物処理行政については、平素より御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記については、平成 25 年 3 月 7 日付け環廃対発第 1303071 号「合理化事業計画の策定状況調査について（依頼）」により各都道府県廃棄物行政主管部（局）長あて調査を依頼したところですが、調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、市町村における合理化事業計画策定等の参考としてください。

また、今後ともし尿等の一般廃棄物の適正な処理の確保等の観点から、合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管下市町村に対し重ねて指導方お願いいたします。

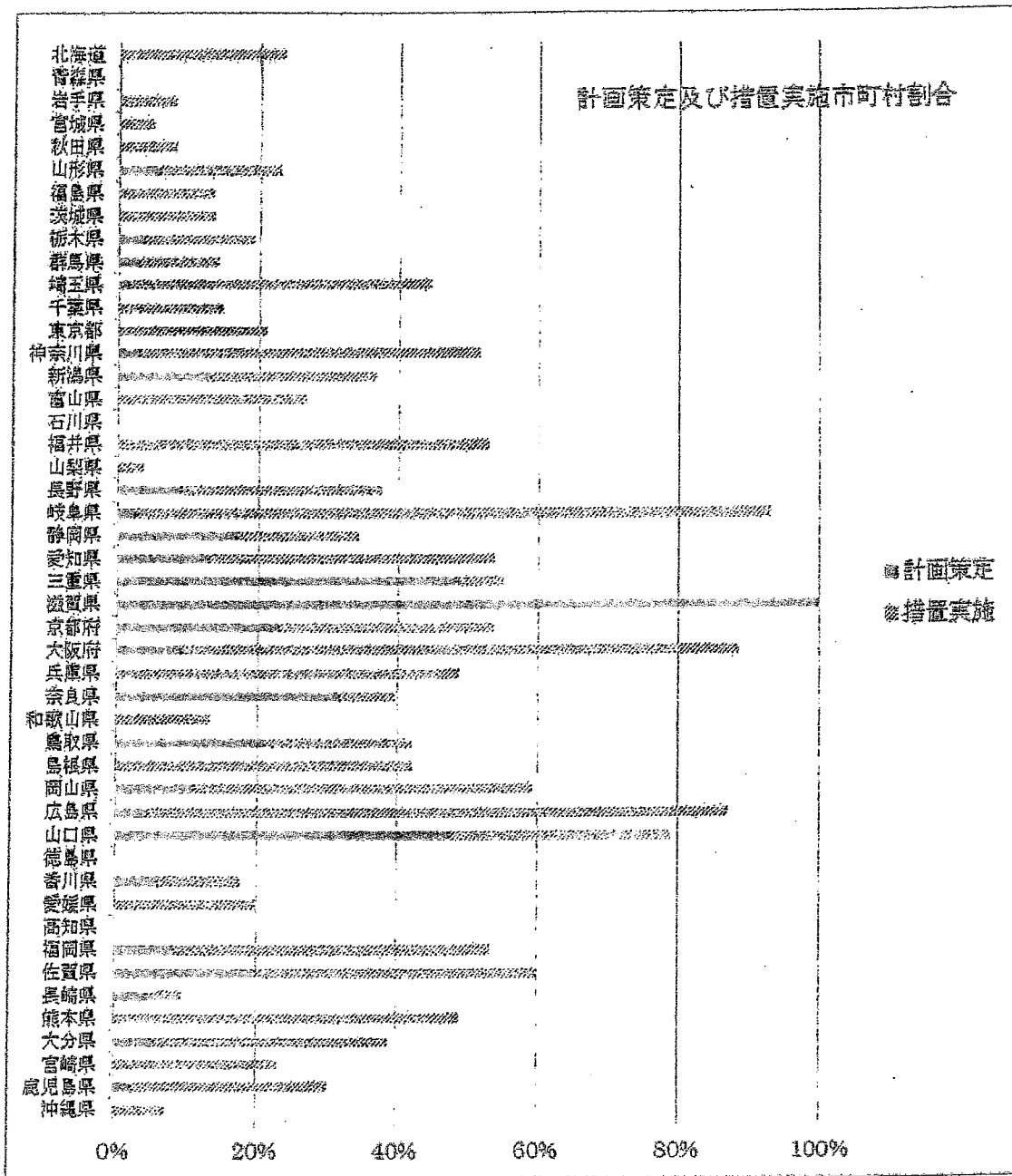
なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法付第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

合理化事業計画策定状況等調査結果

- 1 調査時期 平成25年3月現在
- 2 回答状況 回答市町村数 1,732 (対象市町村数 1,742 回収率 99.4%)
- 3 合理化事業計画策定及び法の趣旨に則った措置の実施状況

	平成24年度			平成18年度		
計画策定市町村	25都道府県	116市町村	6.7%	22都道府県	80市町村	4.4%
措置実施市町村	42都道府県	*461市町村	26.6%	46都道府県	445市町村	24.5%
合計	42都道府県	577市町村	33.3%	46都道府県	525市町村	28.9%

※措置実施市町村には、計画策定市町村を含まない。



4 計画策定対象事業者

対象事業者	計画策定市町村数	%
し尿処理業者のみ	54	46
浄化槽清掃業者のみ	3	3
し尿処理業者・浄化槽清掃業者	39	34
回答無し	20	17
合計	116	100

5 合理化事業計画等に伴う支援内容（複数回答あり）

	計画策定市町村		措置実施市町村	
	市町村数		市町村数	
市町村数	116		461	
業務委託	82	71%	391	85%
転廃交付金等	31	27%	18	4%
その他	5	4%	4	1%
回答無し	31	27%	49	11%
その他の内訳	離職者の援助(1)、研修会等の実施(4)		浄化槽設置者に対する保守点検・清掃の促進(1)、転業準備資金等貸付制度(1)、転業に対する補償(2)	

6 計画策定市町村の委託業務の内容（複数回答あり）

委託業務種別	市町村数	%
廃棄物収集運搬	23	28
汚泥収集運搬	12	15
下水道・排水施設の維持管理	25	30
浄化槽の維持管理	7	9
その他	10	12
回答無し	8	10

7 合理化事業計画の策定を検討している市町村

対象業者	策定検討市町村数
し尿処理業者のみ	3
浄化槽清掃業者のみ	1
し尿処理・浄化槽清掃業者	7
合計	11

※合理化事業計画が無い1,616市町村の内数。

8 合理化事業計画を策定しない理由

1, 616市町村からあった回答を類型化し分類したところ以下のとおりであった。

(回答総数1627) 複数回答あり

分類	理由	数
原因となる事由がない 266	し尿業者が存在しない	30
	下水道普及率が低い又は整備計画がない	215
	下水道は部分的にしか整備しないため	19
	下水道ではなく、農業集落排水のため	1
	合特法に該当する業務がないため	1
著しい影響が認められない 392	し尿収集と浄化槽清掃を兼業しており、浄化槽は増加しているため	8
	下水道普及率が100%に近い	26
	既に多角化が図られているため	48
	浄化槽の業務が安定している	6
	事業者から要望がない	74
	し尿処理の需要がある	21
	事業者数が少なく必要ないと判断したから	39
	著しい影響が認められないため	72
	必要ないと判断したから	98
何らかの対応済み又は検討中 786	合特法の趣旨に則った措置を実施しているため	468
	事業者と協議し策定しないことに決定したため	2
	委託業者と直営分の業務量を調整しているため	2
	許可業者を制限して対応しているため	6
	一部事務組合等に委託して実施しているため	161
	広域処理しているため	7
	直営で収集しているため	76
	出資団体を設立し関係業者を統合し、経営に助成している。	3
	収集エリアの見直し	3
	安定的な運営を出来るよう支援	5
	合理化事業が終了したため	10
	調整・検討中であるため	31
	今後、検討する	12
その他 183	浄化槽の整備を推進している	15
	一部事務組合と調整ができていない	1
	関係団体との協議・調整ができていない	3
	事業者との調整が困難又は時間が必要	3
	事業者間の調整が困難	1
	他市と共同処理のため調整が必要	1
	し尿処理の広域化を計画しているため	1
	情報収集中である	4
	下水道整備の見込みが不明確	8
	他市町村の動向を見極めてから	1
	財政が厳しく計画策定及び事業実施が困難	8
	転換先業務が提示できないため	2
	策定する状況にまだない	1
	策定にあたり慎重に判断する必要があるため	1
	方針が決まっていない	2
	計画策定にメリットがない	2
	策定予定がないため	7
	事業者の自助努力により事業を行っているため	2
	合理化事業計画の策定が義務でないため	4
制度を知らなかった又は認識が不足していた	1	
計画策定における明確な基準や取決めがないため	1	

移行期間が確保されているため	1
震災の影響で策定する時間がない	1
市民の理解が得られない	1
手続きに時間と労力がかかる	1
策定にかかる人員不足のため	5
一般廃棄物処理計画を策定しているため	1
一定期間の随意契約が想定されるため、契約の透明性の確保が困難	1
不明	3
特になし	100

9 計画策定に当たっての問題点

1, 616市町村からあった回答を類型化し分類したところ以下のとおりであった。

(回答総数38)

分類	問題点	数
計画策定の諸条件の把握等 9	計画策定における明確な基準や取決めがないため	1
	下水道整備の見込みが不明確	8
市町村財政 17	財政的な問題	8
	担当職員の確保	5
	転換先業務の確保	2
	手続きに時間と労力がかかる	2
関係者・関係計画との調整・整合 9	他自治体との調整が困難	1
	業者間の調整が困難である	1
	事業者等との協議・調整が難航	7
判断基準や参考情報 3	市民・議会の理解が得られにくい	1
	支援・補償について適正な規模・期間の判断が困難	1
	法の理解に乏しく、計画策定が困難	1

環廃対発第 1303071 号

平成 25 年 3 月 7 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

合理化事業計画の策定状況調査について（依頼）

一般廃棄物行政の推進、とりわけ下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号。以下「合特法」という。）に基づく合理化事業計画の策定等により、し尿等の一般廃棄物の適正な処理の確保については、かねてよりご尽力いただいているところです。

さて、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を確保し、し尿等の適正な処理の確保を図る必要があることから、合理化事業計画の策定等により、市町村において適切な対策が講じられるよう貴管下市町村に対し指導方お願いしてきていますが、今般、全国的な合特法に基づく合理化事業計画の策定状況を下記のとおり調査することとしましたので、よろしくお願いたします。

なお、今後ともし尿等の一般廃棄物の適正な処理の確保等の観点から、合理化事業計画の策定等により、適切な対策が講じられるよう貴管下市町村に対し重ねて指導方お願いいたします。また、同法の適正な運用にあたっては、別添の事項について特に留意していただきますよう、貴管下市町村に周知をお願いいたします。

記

1 報告期限

平成 25 年 3 月 27 日（水）

2 調査内容

調査票のとおり（別添エクセルファイルに回答願います）

3 お問い合わせ先・報告先

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 吉峯、両瀬

TEL 03-3581-3351（内線 6857,6858） FAX 03-3593-8263

e-mail hairi-haitai@env.go.jp

合理化事業計画の策定状況調査

1 都道府県及び市町村名

都道府県名： 市町村名：

2 合特法に基づく合理化事業計画の策定について

(1) 合理化事業計画を策定している場合

- 1) 策定年月日
- 2) 事業期間
- 3) 合理化事業の内容
 - ア 事業の転換のための援助
 - イ 転廃交付金等の交付 有無
(その他助成金含む。財務省告示を受けている場合は告示番号も記載)
 - ウ イに該当する場合、係数 d の算出根拠及び使用用途並びにその他助成金を含めた総額の算出根拠及び使用用途 (積算資料等ありましたら添付願います)
 - エ その他各自治体独自の対策
- 4) 対象業種
- 5) 実施状況 (実施内容を具体的に記入して下さい)

(2) 合理化事業計画を策定中の場合

- 1) 策定の予定年月日
- 2) 事業予定期間
- 3) 合理化事業の内容
 - ア 事業の転換のための援助
 - イ 転廃交付金等の交付 有無 (その他助成金含む)
 - ウ イに該当する場合、係数 d の算出根拠及び使用用途並びにその他助成金を含めた総額の算出根拠及び使用用途 (積算資料等ありましたら添付願います)
 - エ その他各自治体独自の対策
- 4) 対象業種

(3) 合理化事業計画を策定していない場合

1) 類似事業の有無

2) 合理化事業計画を策定していない理由 (類似事業が「有」の場合も記載してください)

(4) その他 (自由記載)

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の適正な運用について

下水道の整備等に伴い影響を受けるし尿等一般廃棄物の処理については、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号。以下「合特法」という。）及び「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」（平成 6 年 3 月 29 日付け衛環第 120 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。）に基づき適正な運用に努めていただいておりますが、改めて合特法の適正な運用の徹底を図る観点から、合理化事業計画の策定に係る考え方等について下記のとおり示します。

記

1. 同通知の「4 合理化計画の参考例」の 8（4）ア「事業の転換のための援助」において、転換先の業務の例として①～⑦の業務を記載しているが、これはあくまでも例示であり、合特法第 3 条に基づく合理化事業計画の策定・承認及び第 7 条に基づく事業の転換に関する計画の認定の対象となる事業の転換は、当該①～⑦の業務に限定されるものではないこと。
2. 合特法第 8 条に基づき、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行う一般廃棄物処理業者に対し金融上の措置を講ずる場合には、同条の規定により、当該事業者は第 7 条に基づく事業の転換に関する計画の認定を受けなければならないこと。このため、事業の転換に伴い第 8 条の金融上の措置を受ける事業者については、第 7 条に基づき当該事業の転換に関する計画を作成したうえで、市町村へ提出し、その計画が適当である旨の認定を受ける必要があることに留意すること。
ただし、第 8 条の金融上の措置を講じない場合であっても、事業の転換を含む場合にあつては、事業転換内容及び資金使途の明確化並びに適正な執行管理の観点から、同法第 7 条及び同法施行規則第 5 条の規定に準ずる事業転換計画を作成等することにより、その計画等を基に、合理化事業計画を策定すること。
3. 合理化事業が一般廃棄物の処理責任を有する市町村の自治事務であることに鑑み、市町村の責任において、当該合理化事業が合理化事業計画に基づき適切かつ確実に実施されるよう、適切な指導等を行うこと。

4. 合理化事業計画に変更が生じる場合には、合特法第4条に基づき、速やかに当該計画を変更し、都道府県の承認を受けること。
5. 合理化事業計画に基づき支払われる転配交付金等については、市町村の責任において、その積算根拠や用途を明確にし、当該用途に則して適正に使用されているかを事業者に対し確認する等適正な執行の確保に努めること。

以上

総行経第38号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議員
各指定都市議会議員

） 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

環廃対発第080619001号

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

については、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

記

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

については、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それによって当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらいいわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図らるたい。

(別添略)



一般廃棄物行政主管課長会議資料（環境省廃棄物・リサイクル対策部）

市町村合併時における一般廃棄物処理計画の策定について

近年、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスの維持・向上、効率化等を図る観点から、市町村合併が推進されているところである。

合併時には、当然のことながら、合併後の市町村の区域内における一般廃棄物処理体制のあり方について協議し、適切な処理体制の構築を進めることとなるが、その検討に当たっては、各市町村毎に一般廃棄物の分別区分、収集運搬体制、処理施設等が整備されてきた経緯を踏まえ、事前に十分な調整を図る必要がある。

一般廃棄物処理は、市町村の基本的な行政サービスの一つであり、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から停滞が許されないものであり、適正処理が継続されなければならないものであることも踏まえ、市町村合併時には、予め合併後の一般廃棄物処理体制のあり方について十分な検討を行い、遅滞なく一般廃棄物処理計画を策定することにより、新しい市町村における一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、各市町村等に周知・徹底願いたい。

一般廃棄物処理施設等における指定管理者制度導入に際しての留意事項
(平成18年1月23日、
全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づく指定管理者制度については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長通知。以下「総務省通知」という。)が示されているところであるが、一般廃棄物処理施設及び、浄化槽の管理に関係し、これまで幾度かの疑義照会等があったことを踏まえ、今般下記のとおり留意事項を取りまとめたので、執務の参考とされたい。

記

第一 一般廃棄物処理施設について

1 一般廃棄物処理施設における指定管理者制度の適用

(1) 「公の施設」の該当性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であつて、市町村が設置するもの(以下「一般廃棄物処理施設」という。)については、当該地方公共団体の区域内の住民の一般廃棄物の処理の用に供しない等の特段の事情がない限り、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当しうると考えられるが、個々具体的な一般廃棄物処理施設が公の施設に該当するか否かについては、廃棄物の種類、排出元、住民の利用形態及び附帯施設の有無その他当該一般廃棄物処理施設の実情等に照らし、市町村において個別に判断されたいこと。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

一般廃棄物処理施設の運転、保守点検、補修等の維持管理について、指定管理者制度を導入することが可能であること。なお、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行う等一般廃棄物処理施設への指定管理者制度の適用は、当該施設の管理の内容に応じ、市町村の判断で柔軟に実施しうること。

なお、指定管理者が行う管理はあくまで「施設の管理」とどまるものである。すなわち、廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項等の規定に照らし市町村に存する区域内の一般廃棄物の処理責任を何ら変更するものではなく、市町村は、一般廃棄物処理計画の策定、同計画に沿った一般廃棄物の処理及び委託基準に従った委託、一般廃棄物処理業の許可等、引き続き一般廃棄物処理事業の的確な運営等に努めなければならないこと。

2 一般廃棄物処理施設において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条第3項及び第4項）ところであり、一般廃棄物の適正な処理を確保する観点から、指定の手続等を定めるに当たっては以下の事項に留意されたいこと。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるが、指定管理者の選定基準として、施設の維持管理を効率的に行うことができる技術的な能力を考慮すべきであること。

② 管理の基準

廃棄物処理法第8条の3に適合する施設の維持管理が行われるよう基準を定めることが必要であるほか、施設の処理能力の確保、排ガス・排水等の管理等に関する基準を定める等により、区域内の一般廃棄物の処理に支障が生じないようにされたいこと。

③ 業務の具体的範囲

1(2)を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う具体的な業務の範囲を定めること。

(2) 指定管理者の指定、監督等

1(2)を踏まえた上で、指定管理者の指定を行うとともに、一般廃棄物処理施設の管理に関し、地方自治法第244条の2第10項に基づく報告徴収、実地調査、指示等を的確に行い、一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう必要な監督を行うこと。

3 適切な管理を確保するための留意事項

一般廃棄物処理施設に指定管理者制度を適用するに当たっては、市町村には区域内の一般廃棄物の処理責任が存することを踏まえ、指定管理者への監督を的確に行うことができるような体制を確保されたいこと。

なお、施設の事故等緊急時、異常時における指示等の対応についてあらかじめ検討をしておくことが適切であること。

第二 浄化槽について

1 浄化槽における指定管理者制度の適用

(1) 「公の施設」の該当性について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽であって、地方公共団体が設置するもの（以下「浄化槽」という。）については、当該地方公共団体の区域内の住民の利用に供しない等の特段の事情がない限り、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当するものと考えられるが、個々具体的な浄化槽が公の施設に該当するか否かについては、汚水の種

類、排出元、住民の利用形態及び附帯施設の有無その他当該浄化槽の実情等に照らし、地方公共団体において個別に判断されたいこと。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

浄化槽の管理について、指定管理者制度を導入することが可能である。なお、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行う等、浄化槽への指定管理者制度の適用は、当該浄化槽の管理の内容に応じ、地方公共団体の判断で柔軟に実施しうること。

なお、総務省通知において、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、指定管理者に行わせることはできないとされていること。

2 指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条第3項及び第4項）ところであり、浄化槽の適正な維持管理を確保する観点から、指定の手続等を定めるに当たっては以下の事項に留意されたいこと。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるが、指定管理者の選定基準としては、浄化槽法に定める浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等を行うことができる能力（浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃を浄化槽保守点検業者若しくは浄化槽管理士又は浄化槽清掃業者に委託する場合にあっては、これらの者との連携の状況を含む。）を考慮すべきであること。

② 管理の基準

浄化槽法に規定される維持管理が適正に行われるよう基準を定めることが必要であること。

③ 業務の具体的範囲

各浄化槽の目的や態様等に応じて指定管理者が行う具体的な業務の範囲を定めること。

なお、浄化槽法第10条第3項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者又は浄化槽管理士に、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することは差し支えないものであること。

また、その際には、業務を適正に行うことが可能な者によって、業務が確実に行われるような内容とすべきであること。

(2) 指定管理者の指定、監督等

1 (2) を踏まえた上で、指定管理者の指定を行うとともに、浄化槽の管理に関し、地方自治法第244条の2第10項に基づく報告徴収、実地調査、

指示等を的確に行い、浄化槽の適正な維持管理が確保されるよう必要な監督を行うこと。

3 適切な管理を確保するための留意事項

施設の事故等緊急時、異常時における指示等の対応についてあらかじめ検討をしておくことが適切であること。

4 公の施設内の浄化槽の管理について

地方公共団体が設置した体育館等の公の施設に指定管理者制度が適用される場合においても、当然のことながら、当該施設内の浄化槽の維持管理が適正に行われるべきであること。

そのため、1のとおり、指定管理者制度を導入することが可能であるほか、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことも可能であることを踏まえ、当該浄化槽の管理への指定管理者制度の適用について地方公共団体において判断すること。

さらに、当該制度を適用する場合については、2及び3のとおり、指定管理者制度の選定基準、管理の基準、指定管理者の監督等について十分留意されたいこと。

第三 指定管理者制度と下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）との関係について

指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合には、合特法の趣旨に鑑み、市町村において一般廃棄物処理業等の転換のための業務（以下「転換先の業務」という。）との関係をあらかじめ精査し、同法第1条に規定する目的に照らし、指定管理者制度の適用によって合理化事業の円滑な遂行に支障が生ずることのないよう、十分な調整、検討を行われたいこと。

市町村において、転換先の業務について、指定管理者の行う「業務の範囲」からはずす等により指定管理者制度を適用する場合にあっては、あらかじめ、合特法第4条第1項に規定する合理化事業計画の変更を行い、当該業務を合理化事業計画の対象からはずすことが必要となることに留意されたいこと。

【解説】

1. 趣旨

○昨今、市町村における指定管理者制度の導入が進められていることに伴い、市町村や事業者から都道府県を通じ、廃棄物処理法や浄化槽法に関連する問い合わせ等が幾たびもありました。

○こうしたことから、1月23日に都道府県及び政令指定都市の環境行政担当部局

長会議が開催の機会にこうした問い合わせ等に対する回答を集約し、一般廃棄物の適正な処理の確保及び浄化槽の適正な維持管理の確保と合致した形での指定管理者制度の導入につながるようにという観点から、市町村における留意事項をまとめ、提示しました。

2. 一般廃棄物処理施設について

(1) 「公の施設」の該当性

○地方自治法の解説本等に示されている「公の施設」の考え方や、下水道の終末処理場が「公の施設」に該当するなどどのような施設が「公の施設」に該当するとされているかといったことを考慮しますと、一般論としては、市町村の一般廃棄物処理施設は、通常は「公の施設」に該当しうるものと考えられます。

○しかし、実際に個別の市町村の一般廃棄物処理施設が「公の施設」に該当するかどうかについては、それぞれの施設の実情等に照らし市町村において最終的に判断していただくものです。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

○指定管理者制度の導入の意義は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用することにあると考えられます。一般廃棄物処理施設の運転等の維持管理については、地元の民間企業やプラントメーカー等の関連会社への業務委託が行われ、既に民間（民間企業）の能力が活用されているケースがあります。民間の能力活用という点からは、指定管理者制度の導入に加え、既に行われている民間企業への業務委託も有効な方法と考えられます。

○なお、指定管理者の仕事は「公の施設の管理」であって、廃棄物処理法に定められている市町村の一般廃棄物の処理責任が市町村から指定管理者に移動するということはありません。

(3) 指定管理者制度を適用する場合の手続き

○地方自治法において、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされています。「公の施設」である一般廃棄物処理施設に指定管理者制度を導入する場合には、一般廃棄物処理施設の安全で安心な維持管理が確保されることが必要不可欠です。

○このため、指定管理者制度を導入する市町村においても、一般廃棄物処理施設の安全で安心な維持管理の確保が図られるように留意し、指定の手続き等の事項を条例に定めることが求められます。

3. 浄化槽について

(1) 「公の施設」の該当性

○市町村等地方公共団体が設置する浄化槽については、「公の施設」に該当しうるものと考えられますが、実際に個別の市町村の浄化槽が「公の施設」に該当するかどうかについては、市町村において最終的に判断していただくものです。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

○指定管理者制度の導入の意義は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用することにあると考えられます。浄化槽の清掃及び保守点検については、地元の民間企業への業務委託が行われ、既に民間（民間企業）の能力が活用されています。民間の能力活用という点からは、指定管理者制度の導入に加え、既に行われている民間企業への業務委託も有効な方法と考えられます。

(3) 指定管理者制度を適用する場合の手続き

○地方自治法において、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされています。「公の施設」である浄化槽に指定管理者制度を導入する場合には、浄化槽の適正な維持管理が確保されることが必要不可欠です。

○このため、指定管理者制度を導入する市町村においても、浄化槽の適正な維持管理の確保が図られるように留意し、指定の手続き等の事項を条例に定めることが求められます。

4. 合特法について

○市町村は、合特法の目的に照らし、指定管理者制度の適用によって合理化事業の円滑な遂行の妨げにならないようにすることが必要です。

環廃対発第 040824001 号
平成 16 年 8 月 24 日

各都道府県
一般廃棄物・浄化槽行政担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

一般廃棄物の計画的な処理の推進について

一般廃棄物・浄化槽行政の推進については、かねてより種々御協力いただいているところである。

さて、一般廃棄物の計画的な処理の推進が重要であることに鑑み、一般廃棄物処理計画の策定並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理体制の確保について、下記のとおり適切に対処するよう、貴管下市町村に対する指導方宜しく願います。

記

1 一般廃棄物処理計画の策定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）は、市町村の一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生する全ての一般廃棄物の適正な処理を確保するための基本となるものである。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たすよう求め、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物の処理については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下で行うことが極めて重要であることは言うまでもない。

については、改めて一般廃棄物処理計画の重要性を認識された上で、「一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について」（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 94 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（平成 2 年 2 月 1 日付け衛環第 21 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知にて一部改正））及び「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和 52 年 11 月 4 日付け環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知（平成 2 年 2 月 1 日付け衛環第 22 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知にて一部改正））に示された留意事項に基づき、一般廃棄物処理計画の策定について、貴管下市町村を指導されたいこと。

総行行第87号
平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

(1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数

の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

(2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)

2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

(1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)

(2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

(1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の

4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

(3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

(1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)

① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア 住民の平等利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。

③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。

(2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)

(3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

(1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績

や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (改正法附則第1条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

環廃対第213号
平成15年3月17日

各都道府県・各政令市一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3項第1号及び同条第6項第1号に
規定する一般廃棄物処理業者の許可要件について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてから御尽力をいただいているところである。

さて今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に定める標記許可要件に関し、総合規制改革会議がとりまとめた「規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日）」において、「一般廃棄物処理業者の許可要件については、『当該市町村による廃棄物の処理が困難であること』という条項の運用の在り方を明確に示すべきである。」との指摘を受けた。

については、標記条項に規定する一般廃棄物処理業者の許可については、下記の点に留意の上、適切に対処されるようお願いする。

記

1. 標記許可要件として、当該市町村による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分が困難であることとされているが、その一般的な認定の基準として、概ね次のような考え方によることは妥当と考えられること。
 - (1) 一般家庭から生ずる通常的一般廃棄物については、原則として困難とはいえない。
 - (2) 工場又は事業場から生ずる通常的一般廃棄物については、その量が廃棄物処理法第6条の2第5項により運搬を命ずる程度に達するもの又はその性質等が同法第3条により自家処理を命ずる程度に特殊なものは困難と認定されるが、それ以外の一般廃棄物は原則として困難とはいえない。
 - (3) (1) 及び (2) で原則として困難とされない一般廃棄物であっても、交通の状態その他の事情により、夜間収集作業を必要とするものについては、困難と認定できる場合がある。
 - (4) 浄化槽にたまった汚泥については、その収集運搬は、浄化槽の清掃と一体的に行われるのが通例であるので、そのような場合には、汚泥量の多少を問わず、全体作業的

にみて困難と認定することができる。

- (5) 原則的には、以上のような基準により判断することが妥当であるが、一般家庭から排出される通常の廃棄物についても、当該廃棄物を市町村が自ら収集、運搬又は処分し、又は市町村以外の者に委託して収集、運搬又は処分する体制が整わない場合は、現に一般廃棄物処理業者が廃棄物処理法第7条第1項又は同条第4項の許可に基づいて収集若しくは運搬又は処分しているものについて困難と認定することができる。

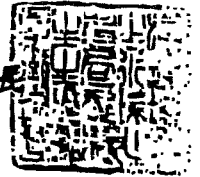
2. なお、旧清掃法（昭和29年法律第72号）第15条第1項の許可について判示した最高裁判所第一小法廷判決（昭和47年10月12日）によれば、市町村長が当該許可を与えるかどうかは、同法の目的と当該市町村の清掃計画とに照らし、市町村がその責務である汚物処理の事務を円滑完全に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点から、これを決すべきものであり、その意味において、市町村長の自由裁量に委ねられているものと解するのが相当である、とされていること。

このため、旧清掃法第15条第1項の許可を引き継いだ廃棄物処理法における一般廃棄物処理業の許可に係る標記許可要件についても、同様の考え方から市町村長の自由裁量に委ねられているものと解されること。

北海道

廃棄物処理・浄化槽行政担当部長
農業集落排水担当部長
下水道担当部長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長



農林水産省構造改善局計画部事業計画課長



建設部整備課長



建設省都市局下水道部下水道企画課長



公共下水道課長



汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について

国民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりが望まれており、汚水処理施設の整備が急務となっている。

汚水処理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等により実施されているところであるが、より一層、効率的かつ適正な整備を進めるため厚生省、農林水産省、建設省及び地方公共団体の関係部局は、従来にも増して相互に連絡を密にし、調整、協力を促進することとする。

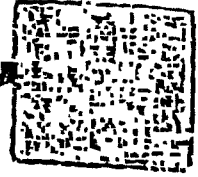
衛環第279号

平成7年12月19日

各都道府県廃棄物処理行政・浄化槽行政主管部（局）長 へ

厚生省生活衛生局水道環境部

環境整備課



汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について

概記については、平成7年12月19日付け、厚生省、農林水産省、建設省連名通知をもって通知したところであるが、下記事項にも十分ご留意の上、汚水処理施設の計画的、効率的な整備の推進が図られるようよろしく願います。

なお、この旨、貴管下市町村に対する周知、指導方併せて願います。

記

- 1 各都道府県において汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を策定する際には、廃棄物処理行政、浄化槽行政の立場から、積極的に対応されたいこと。
- 2 「都道府県構想」は、市町村の計画、構想等をもとに策定されるものであるので、
 - ア、各市町村においては、関係部局との十分な調整を図り、生活排水処理に係る基本方針である一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画）の策定を進めること。
 - イ、各都道府県においては、各市町村の一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画）を基本として「都道府県構想」を策定すること。
 また、その際には、地域の実情に応じて適切な施設を選択することが重要であり、合併処理浄化槽の特性を踏まえ、積極的にその整備区域を設定すること。
- 3 「都道府県構想」の策定に当たっては、汚泥の処理をふめた将来の維持管理等を勘案することとされているが、各都道府県、市町村においては、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法が制定された趣旨に鑑み、関連部局の間で連携を図りつつ、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理が図られるよう努めること。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画の策定について

平成 6 年 3 月 29 日
建設省都下管発第 6 号 各都道府
県下水道担当部長各政令指定市下
水道担当局長宛建設省都市局下水
道部下水道管理指導室長通知

下水道維持管理における民間委託については、平成 5 年 4 月 6 日付け建設省都下管発第 8 号により通知したところであるが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）に基づく合理化事業計画を定めることとなった場合においては、下記事項に留意されたい。

なお、別添のとおり本日付けで、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長より同法に基づく合理化事業計画の策定要領についての通知が行われたので留意されたい。

追って、この旨貴管下市町村（政令指定市を除く）に対しても周知されたい。

記

- 1 合理化事業計画の策定に参画するにあたっては、前記都下管発第 8 号による通知の趣旨に留意するとともに、当該計画が一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正化並びに資金上の措置により厚生されるものであることをかんがみ、下水道の維持管理業務に関する事項を位置付ける場合には、当該計画における他の措置との均衡に配慮すること。
- 2 下水道の整備に伴い業務量の減少を余儀なくされる一般廃棄物処理業者の円滑な業務の転換に資するため、民間委託を予定する業務に必要な知識、技術、経験、資格等の修得に関して、情報の提供、機会のあっせん等にできる限り配慮すること。

この場合、処理施設等の施設の規模、設備の有無や種類、業務の内容等に応じて、関係法令により取得が義務付けられている資格に差異があるので、民間委託を予定する業務の内容をふまえて、特に留意すること。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

平成6年3月29日
衛環第120号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省生活衛
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という）の趣旨及び運用については、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び合特法に基づく合理化事業計画の策定の実態にかんがみ、平成5年4月6日衛環第120号により、合理化事業計画について所要の事項を通知したところであるが、今般、別紙のとおり「合理化事業計画の策定要領」を取りまとめたので、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

記

- 1 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るためには、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。
- 2 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。
- 3 このため、各市町村は、一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要となる対策について所要の検討を行うよう努められたい。

合理化計画の策定要領

はじめに

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という）の趣旨に基づいて、全国の市町村では、①金銭措置を講じたもの、②代替業務を提供したもの、③従業員の雇用対策が講じたもの、等それぞれ市町村の地域性、歴史性、財政状況等に基づいて多種多様な支援措置が講じられてきた。こうした実態の背景としては、“一般廃棄物処理業等”と一口に言っても地域によってかなり異なる形態で行われてきたこと、また、下水道の普及状況が全国一律ではないため、いざ実行の段になるとその時々々の社会経済状況を反映する等の側面があるものと考えられる。ともかく、これまで市町村は、それぞれに試行錯誤しながら固有の支援策を選択してきたのが実情である。

この要領は、今後下水道の普及により著しい影響を受ける一般廃棄物処理業者等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対して支援策を講じようとする市町村が、「合特法」に基づく合理化事業計画を作成することを容易にするために作

成したものである。

1 「合特法」の概要

本法律は、一般廃棄物処理業等（し尿等の処理業という。以下同じ。）が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として昭和50年に制定された。近年、下水道の整備は全国的な規模で進展し、これに伴い一般廃棄物処理業者等はその事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため、事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場による処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模が縮小しつつも、継続して行わなければならない。

このような事情にかんがみ、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与することを目的とするものである。

2 租税特別措置の概要

昭和60年の「合特法」の一部改正により、第3条第2項において資金上の措置に関する事項を合理化事業計画に定めることとされ、平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知により、一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額（以下「減価補てん金」という。）並びに転廃業を助成するために所定の計算式によって算定した金額（以下「転廃業助成金」という。）については、租税特別措置法第28条の3及び第67条の4の転廃業助成金等に係る課税の特例の対象となることになった。

3 合理化事業計画の策定に当たっての留意点

各市町村においては、下水道の普及状況が一定の段階になると、著しく影響を受ける一般廃棄物処理業務等（し尿等の処理に係る業務をいう。以下同じ）の縮小又は廃止の対策を進める必要性が生じてくると予測される。これまでの事例を見てみると、「合特法」に基づく合理化事業計画の事例は非常に少ないので、次の諸点に留意され、「合特法」に基づく合理化事業計画を策定されるよう努められたい。

- (1) 「合理化事業計画」は、下水道に係る事業計画等必要な書類が整い、その市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。
- (2) 近隣都市及び同規模の他都市の前例や計画の情報収集に努めること。
- (3) 一部事務組合等複数の市町村に関係する広域的対応が必要な場合は、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ調整を依頼すること。

4 合理化事業計画の参考例

次のとおり「合理化事業計画」の参考例を作成したので、計画作成時において実務上の参考とされたい。

「〇〇〇市（町村）合理化事業計画」

1 目的

本市（町村）の下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市（町村）は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市（町村）の状況

市（町村）の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿汲み取り業は、昭和〇〇年から委託制となり（昭和〇〇年から許可制となり）、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市（町村）のし尿等の要処理量は〇〇〇klであり、別表1の〇〇業に委託されている（許可されている）。

4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市（町村）における一般廃棄物処理業者等の有するし尿等の処理に係る車両について、〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から〇〇年度までの〇年間とする。

※5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市（町村）は、次の支援策（援助策）を実施する。

※ 次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択するよう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

- ① ごみ処理（再生を含む）業務
- ② 下水道汚泥運搬処分業務
- ③ 下水道管路施設の維持管理業務
- ④ 下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤ 農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥ 道路清掃管理業務
- ⑦ その他市町村が民間事業者へ委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助（支援）の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9 添付書類

- (1) ○○○市（町村）一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等との委託契約書等
- (3) 公共下水道の事業計画及び許可書の写し
- (4) 公共下水道の供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

(別表1)

し尿等の処理委託（許可）業者名簿

平成○○年○○月○○日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度			平成〇〇年度
全 市 町 村 人 口					
下 水 道 普 及 率					
下 水 道 普 及 人 口					
下 水 道 水 洗 化 人 口					
処 理 区 域 外 人 口					
区 域 内 未 直 結 人 口					
し 尿 等 の 要 処 理 人 口					
し 尿 等 の 要 処 理 量					

(各年度〇〇月〇〇日現在、単位：人口千人、し尿等量：千ℓ)

注) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため、必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度			平成〇〇年度
年 間 し 尿 等 の 要 処 理 量					
1. 台 当 年 間 処 理 量					
要 処 理 車 両 台 数					
要 減 車 車 両 台 数					
減 車 計 画 台 数					
委 託 総 車 両 台 数					
1 社 当 年 間 車 両 台 数					

(単位：し尿等量はℓ、車両台数は台)

注1) 委託車両台数を基礎として処理体制の水準を予測した参考例である。

2) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

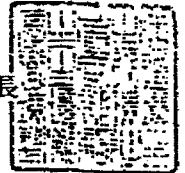
衛環第120号

平成6年3月29日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

厚生省生活衛生局水道環境部

環境整備課長



下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）の趣旨及び運用については、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び合特法に基づく合理化事業計画の策定の実態にかんがみ、平成5年4月6日衛環第120号により、合理化事業計画について所要の事項を通知したところであるが、今般、別紙のとおり「合理化事業計画の策定要領」を取りまとめたので、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしくお願ひする。

記

1. 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るためには、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。
2. 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成5年4月6日
衛環第120号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省生活衛
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という）の趣旨及び運用については、既に同法施行通知等により示したところであるが、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び法に基づく合理化事業計画の策定の実態等にかんがみ、今後市町村が合理化計画に策定しようとする場合において、庁内関連部局の間で連携を図りつつ、法の目的及び趣旨に従って適正かつ円滑に策定及び実施することにより、一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるとともに、廃棄物の適正な処理を図られるよう、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

また、別添のとおり本日付けで、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長より、下水道の維持管理業務の民間委託に関する通知が行われたので留意されたい。

なお、本通知の内容については、建設省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 法制定の趣旨

昭和50年10月21日付け各都道府県知事宛て厚生事務次官通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について」の「1 制定の趣旨」に示すとおり、し尿の処理等一般廃棄物処理業等の事業の転換、廃止等が容易でない実情にあること、しかもし尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行われなければならない事情にかんがみ、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与しようとする趣旨のものであること。

2 合理化事業計画の策定にあたっての留意事項

(1) 合理化事業計画の内容

市町村が合理化事業計画を策定するに当たっては、上記事務次官通知の「2 合理化事業計画」に示すとおり、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を的確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うべきものであること。

なお、合理化事業計画の具体的な内容は、下水道の整備の推進状況、これが地域の一般廃棄物処理業等の経営に及ぼす影響の程度、その他当該市町村における社会経済事情により様々に異なり得るものであるが、他の市町村における策定事例の紹介等、市町村の担当者が合理化事業計画を策定するに当たっての実務上の参考となるような資料の作成については、今後厚生省において検討を行う予定であること。

(2) 合理化事業計画策定の時期

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点からは、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響等について、関係者に対して予め周知を図り、一般廃棄物処理業者等の自助努力を含めた対応を求めることも必要であることから、合理化事業計画については、下水道に係る事業計画等必要な資料が整い、当該市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。

3 一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置としては、法第3条第2項において、合理化事業計画に定める事項として、一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正並びに資金上の措置が規定されているが、このうち事業の転換においては、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設のそれぞれ維持管理業務、環境衛生及び清掃関係業務その他の市町村が民間事業者へ委託することができる業務であって、地域の一般廃棄物処理業者等の知識、技術、経験等からみて、これらの者の事業の転換のための業務として適当なものも考えられることから、当該業務を所管する庁内関連部局との連携により、できる限りその活用に努めること。廃棄物行政主管部局、これらの庁内関連部局に対し協力を求めるに当たっては、当該業務の活用による事業の転換について、合理化事業計画に定められる他の措置との関係、計画全体の中で占める位置付け等を明らかにするよう努めること。

なお、農業集落排水施設の維持管理については、別添のとおり、平成3年12月20日付けで、農林水産省構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室長より通知が行われているので留意すること。

4 市町村の庁内関連部局との連携協力

上記3に定める場合のほか、法が制定された趣旨を踏まえて一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための対策を講じる場合には、市町村の廃棄物行政主管部局は、庁内関連部局と緊密な連携を図ることにより、その趣旨が達成されるよう配慮すること。

5 その他

- (1) 都道府県廃棄物行政主管部局においては、合理化事業計画の策定及び実施その他法の運用について、管下市町村に対する指導、助言を行うとともに、必要に応じ関係市町村の間で連絡協力が行われるよう配慮すること。
- (2) 合理化事業計画の策定及び実施により一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるためには、一般廃棄物処理業者等による自助努力が期待されることから、これを支援するため、市町村の廃棄物行政主管部局は、下水道の整備による経営への影響の見通しについての情報提供、事業の転換等業務の安定のために必要な対応についての助言、指導等についても、庁内関連部局との連携協力の上検討すること。

下水道維持管理における民間委託について

平成5年4月6日
建設省都下管発第8号 各都道府
県下水道担当部長各政令指定市
下水道担当局長宛建設省都市局
下水道部下水道管理指導室長通知

下水道の整備及びその適正な維持管理の推進については、平素より御尽力をいただいているところである。

近年の下水道事業の進展により、新規供用開始や供用区域の拡大が行われているとともに、維持管理業務の増大、高度化等に伴い、その一部を民間委託する市町村も多くなっている。

ところで、下水道の供用開始又は供用区域の拡大に伴い、従来当該地域においてし尿処理業務又は浄化槽清掃業務を担ってきた一般廃棄物処理業者（以下「一般廃棄物処理業者」という）は、その業務量の縮小を余儀なくされることとなるので、下水道の整備及び維持管理を行うにあたっては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「特別措置法」という）が制定された趣旨にかんがみ、下記事項に留意されたい。

この件に関しては、厚生省と協議済みである。

なお、別添〔略〕のとおり本日付けで、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長より、特別措置法に基づく合理化事業計画に関する通知が行われたので留意されたい。

追って、この旨貴管下市町村（政令指定市を除く）に対しても周知されたい。

記

- 1 下水道の整備にあたって、廃棄物行政主管部局を中心に、特別措置法に基づき、下水道の整備に伴い一般廃棄物処理業者が受ける影響の見通し、当該業者に係る業務の安定を保持するために市町村及び当該業者が講ずべき措置等同法第3条に掲げる事項について検討を行うこととした場合には、庁内関係部局との緊密な連携に留意しつつ、これに参画すること。
- 2 上記1の検討に参画するにあたっては、将来の維持管理体制についてあらかじめ検討を行ったうえで、民間委託する業務の内容と当該業務を委託する時期までに一般廃棄物処理業者が備える必要がある知識、技術、経験等とを総合的に勘案することにより、下水道の適正な維持管理の確保に留意すること。
- 3 下水道の維持管理業務の一部について民間委託を行うにあたっては、委託業務の内容及びこれに必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、上記1の検討結果に配慮すること。
- 4 今後、厚生省から特別措置法に基づく合理化事業計画の策定に関する実務上の参考資料が示される際には、本職から当該計画の策定に関し留意すべき事項について連絡することとするのであらかじめ了知すること。
- 5 主として特定環境保全公共下水道に係る処理施設で、巡回管理方式によるもの、流入下水の大部分が一般家庭排水であるものなど比較的簡易で小規模な処理施設の維持管理業務の一部を民間委託するにあたっては、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1,348号）に基づ

く登録業者の活用とあわせて、一般廃棄物処理業者については、①技術管理者として処理対象人員又は計画処理人口が501人以上の合併浄化槽又はコミュニティ・プラントに係る相当年数（原則として上記登録規程第3条第1号に規定する年数）にわたる適正な維持管理の実績のある者を有すること、②日本下水道事業団が実施している下水道管理技術認定試験（試験区分 処理施設）の合格者を有すること等当該業者の実績、技術力等に留意しつつ、その活用を図ること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改定について

平成4年8月13日
衛環第233号 各都道府県・政令市
廃棄物行政主管部(局)長宛厚生省生活
衛生局水道環境部環境整備課長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号。以下「廃棄物処理法等改正法」という）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成4年政令第218号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号）の施行については、別途厚生事務次官通知（厚生省衛生第736号）及び生活衛生局水道環境部長通知（衛環第232号）により指示されたところであるが、これを機会に従来の運用を変更することとした部分もあり、なお、下記事項に留意のうえ、運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

(1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ処理及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

(2) 一般廃棄物処理計画については

ア 発生量及び処理量の見込みは、一般廃棄物の性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに

イ 排出の抑制のための方策に関する事項においては、市町村、住民及び事業者において講ずべき方策について

ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分は、再生利用の推進その他その適正な処理を推進する観点から

エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項においては、一般廃棄物の性状を勘案した区分ごとの処理の方法及び当該処理の方法ごとの処理の主体について

オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項においては、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等についてそれぞれ定めること。

なお、発生量の見込み等は、地域の開発に関する計画を十分考慮したものとし、また、処理量の見込みは、他の市町村との間で一般廃棄物の搬入又は搬出が行われる場合にあっては、その量を勘案したものとする。

2 多量排出者への指示

市町村長による事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対する減量に関する計画の作成等の指示は、当該市町村において発生する一般廃棄物の種類及び量並びに一般廃棄物の処理体制の状況、当該市町村における一般廃棄物の処理への影響の大きさ等を勘案したうえで行うものとする。

3 一般廃棄物の処理

- (1) 一般廃棄物の処理については、収集及び運搬並びに最終処分以外の処分（以下「中間処理」という）及び再生についての処理基準を整備するなど、全般にわたり規制を強化したこと。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬については、積替え及び保管の場所にその旨の表示をし、囲いを設けなければならないこととするなど、運搬途上の一般廃棄物の積替え及び保管の規制の強化などを行ったので、関係者に周知するとともに一般廃棄物の収集、運搬が適正に行われるよう指導を徹底されたいこと。
- (3) 一般廃棄物の中間処理又は再生については、一般廃棄物の保管について(2)と同様の規制を行うとともに、一般廃棄物を焼却する場合に焼却設備の使用を義務付けること等の規制の強化を行っているので、関係者に周知するとともに一般廃棄物の中間処理又は再生が適正に行われるよう指導を徹底されたいこと。なお、一般廃棄物を焼却する場合に焼却設備の使用を義務付けたのは、いわゆる野焼きに伴う悪臭、ばい煙等により生活環境保全上の支障が生じないようにするためであり、焼却する一般廃棄物の種類と量によっては、焼却設備は簡易なものであっても差し支えないこと。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに中間処理及び再生について、悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講ずべきことを新たに規定したところであるが、この規定は、一般廃棄物の処理に係る著しい悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じさせないための規定であり、一般廃棄物の処理に伴い当然に生ずる臭気等を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めたものではないこと。

4 一般廃棄物処理業

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という）第7条第1項及び第4項の許可は、従来どおり事業の範囲を定めて与えるものであるが、事業の範囲とは、取り扱う一般廃棄物の種類（例えば、ごみ、し尿、浄化槽汚泥等）ごとに、かつ、収集運搬業の許可にあつては積替えの有無、処分業の許可にあつては焼却、脱水等の中間処理の種類及び埋立処分、海洋投入処分の最終処分の種類ごとに定めるものであること。
- (2) 法第7条第1項の許可の有効期間の創設及び同条第3項第4号の欠格要件の強化は、一般廃棄物処理業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るため、粗暴な行為や人の信頼を裏切る行為等によって一般廃棄物処理業者全体の信頼性を損なわせることがないようにするという趣旨で新たに同号ロ及びハを追加したものであること。
- (3) 法第7条第2項又は第5項の更新の許可に当たっては、更新の対象となる者の能力等が許可時点と特段の変更がない場合には事業の実績等を考慮することにより判断するようにすること。

- (4) 法第7条第3項第3号の許可基準に新たに設けられた一般廃棄物処理業者の経理的基礎の審査は、法第7条第1項及び第4項の新規許可に当たっては、事業計画の概要を記載した書類並びに事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類を提出させ、その内容について行うべきものであること。
- (5) 一般廃棄物処理業の許可は、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づいて、当該市町村による処理が困難であるもの等についてなされるものであり、この点において産業廃棄物処理業の許可とは異なるものであるが、市町村長は、許可制度の運用においては、一般廃棄物処理業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るという見地から、一般廃棄物処理業者の事業安定及び育成にも配慮すること。

農業集落排水処理施設の維持管理について

平成 3 年 12 月 20 日
3-9 各農政局建設部整備課長沖繩総合事務
局土地改良課長北海道農村整備課長宛構造改善局
建設部整備課総合整備事業推進室長通知

農業集落排水処理施設は、浄化槽法に基づく浄化槽として設置されていることにかんがみ、施設の整備及び維持管理を円滑かつ適切に進めるために、下記の点に留意されるよう貴管下道府県に対し指導されたい。

記

- 1 農業集落排水施設の維持管理に当たり、事業主体は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年度法律31号）が制定された趣旨にかんがみ、既存の浄化槽の清掃業務に携わる団体等を活用されるよう配慮されたい。
- 2 また、事業主体は、事業実施に際し、施設の整備及び維持管理の円滑化を図るとの観点に立ち、委託先の上記団体等と連絡調整を図られたい。



カスタム検索

トピックス一覧 | 新着情報一覧 | 報道発表一覧 | 環境Q&A

ホーム | 環境省のご案内 | 政策分野・行政活動 | 環境基準・法令等 | 白書・統計・資料 | 申請・届出・公募 | 報道・広報

法令・告示・通達

ホーム > 法令・告示・通達 > 農業集落排水施設の維持管理について

農業集落排水施設の維持管理について

公布日：平成3年12月20日
衛浄65号

(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長から各都道府県浄化槽行政主管部(局長あて)

浄化槽行政の推進については、平素より御尽力を賜っているところである。

さて、標記の施設は、従来より浄化槽法に基づく浄化槽の一つとして農林水産省の国庫補助事業によりその整備が推進されているところであるが、今後の維持管理上の取扱いについては、左記に十分留意の上、農林水産部局と調整を図るとともに、貴管下市町村を指導されたい。

記

1 農業集落排水施設は、浄化槽法に基づく浄化槽であることから、その設置及び管理については、浄化槽法の手続き及び諸基準を遵守するほか、し尿及び生活雑排水を処理する施設であることから、市町村の清掃部局が定める生活排水処理計画に位置づけるとともに、維持管理体制についても清掃部局が責任を持って指導するものであること。

2 農業集落排水施設の維持管理については、別添のとおり、平成三年一十二月二〇日付けで農林水産省構造改善局整備課総合整備事業推進室長から通達され、既存の浄化槽の清掃業者等を十分活用することとなっていること。

なお、汚泥処理についても、一般廃棄物処理全体の体系の中で必要な措置を講ずること。

3 合併処理浄化槽設置整備事業の推進を契機として、総合的な浄化槽の管理システムが形成されつつあるが、農業集落排水施設についても、浄化槽全体での管理システムにおける管理体制の確立に留意すること。

別表

農業集落排水処理施設の整備及び維持管理について

(平成三年一二月二〇日)
(三一九)

(農林水産省構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室長から各農政局建設部整備・沖縄総合事務局土地改良・北海道農村整備課長あて)

農業集落排水処理施設は、浄化槽法に基づく浄化槽として設置されていることに鑑み、施設の整備及び維持管理を円滑かつ適切に進めるために、左記の点に留意されるよう貴管下道府県に対し指導されたい。

記

1 農業集落排水施設の維持管理に当たり、事業主体は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五〇年度法律第三一号)が制定された趣旨に鑑み、既存の浄化槽の清掃業務に携わる団体等を活用されるよう配慮されたい。

2 また、事業主体は、事業実施に際し、施設の整備及び維持管理の円滑化を図るとの観点に立ち、委託先の前記団体等と連絡調整を図られたい。

- 環境省のご案内
- 政策分野・行政活動
- 環境基準・法令等
 - 環境基準
 - 法令・告示・通達
- 白書・統計・資料
- 申請・届出・公募
- 報道・広報

ページ先頭へ



環境省 (法人番号1000012110001)
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内
環境省ホームページについて | 著作権・リンクについて | プライバシーポリシー | 環境関連リンク集

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

下水道に関する行政監察結果に基づく勧告について

平成 2 年 1 月 31 日
 衛環第20号・衛浄第3号 各都道府県
 一般廃棄物行政・浄化槽行政担当部
 (局)長宛厚生省生活衛生局水道環境部
 環境整備課長・浄化槽対策室長通知

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力をお願いしているところであるが、先般、別添のとおり総務庁長官から厚生大臣あて標記について勧告されたところがあるので、下記事項に留意の上、貴管下市町村に対する指導方よろしく願います。

記

1 下水道とコミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽との調整について

下水道事業計画区域の拡大が近い将来予定される区域等でコミュニティ・プラントの整備又は合併処理浄化槽設置整備事業を行おうとする市町村においては、下水道担当部局との協議システムを整備して調整措置を講じ、これらの施設の効率的整備を図ること。

また、下水道事業計画区域で予定期間内に下水道整備が終了しない過大な規模のものについて、区域その他の下水道事業計画の見直しを行うことも併せて勧告されているが、このような見直しが行われる際にも、コミュニティ・プラントや合併処理浄化槽の効率的整備の観点から、下水道担当部局との十分な調整を図ること。

なお、市町村がコミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽等のより一層計画的かつ効率的な整備が行えるよう、「生活排水処理計画策定指針」の作成を進めているので念のため申し添える。

2 コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽の維持管理の合理化・適正化

コミュニティ・プラントについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくし尿処理施設として、「一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について」（昭和52年11月4日付け環整第94号水道環境部長通知）及び「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日付け環整第95号環境整備課長通知）らより放流水の水質検査の実施等について、また、そのうち水質汚濁防止法に基づく窒素又は磷の排水規制の対象となる施設について、「し尿処理施設に係る窒素又は磷の排水規制について」（昭和61年5月20日付け衛環第107号環境整備課長通知）によりその維持管理等についてそれぞれ示しているところであるが、管下市町村に対してこれらの趣旨の徹底を図り、コミュニティ・プラントの維持管理のより一層の適正化を図られたい。

また、合併処理浄化槽については、「合併処理浄化槽設置整備事業の推進について」（昭和63年9月12日付け衛浄第56号水道環境部長通知）及び「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について」（平成元年2月8日付け衛浄第8号浄化槽対策室長通知）によりその適切な施工・維持管理の確保について示しているところであり、また、平成2年度より、各都道府県から1箇所ずつ合併処理浄化槽を設置している市町村を順次モデル地区として指定し、行政、関連業界、住民の三位一体のシステムのもとに浄化槽の総合的な適正管理システムの構築を図るためのモデル事業を行い、これを契機として最終的には全国すべての浄化槽の適正管理の徹底を図っていくこととしているが、責務においても浄化槽法の適正な運用を図ることなどにより法定検査の受検率の向上等浄化槽の適正管理についてさらに関係者の指導に努められたい。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成元年 7 月 25 日
衛環第103号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省水道
環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号。以下「法」という)の施行についてはかねてより御尽力願っているところであるが、管下に資金上の措置を伴う合理化事業計画策定の予定がある市町村を有する都道府県にあっては、昭和61年1月13日衛環第2号水道環境部長通知とともに下記の事項に十分留意し、当該市町村の適切な指導に努められたい。

なお、昭和63年11月7日衛環第144号環境整備課長通知は廃止する。

記

- 1 法第3条の合理化事業計画に従って市町村(特別区の存する区域にあっては都とする。以下同じ)が一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額(以下「減価補てん金」という)並びに転廃業を助成するため別紙に掲げる試算式によって算定した金額(以下「転廃業助成金」という)については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の3及び67条の4の転廃業助成金等にかかる課税の特例の対象となること。
- 2 この課税の特例措置の適用を受けるためには、策定された合理化事業計画ごとにそれぞれの大蔵省の告示が必要であること。
- 3 大蔵省の告示においては、各市町村が法に基づき交付する交付金のうち課税の特例の対象となる交付金の範囲について統一的運用を図るため減価補てん金と転廃業助成金の合計(転廃業助成金等)を「転廃業助成金」という名称で指定することとなること。
したがって、課税の特例の対象となる交付金については、必ず合理化事業計画において転廃交付金という名称を用いることとし、それ以外の交付金については転廃交付金という名称を用いないこと。
- 4 法第3条第3項の承認をしようとするときは、事前に厚生省に協議すること。

(別紙)

(1) 予定耐用年数以内の場合

① 償却方法として定額法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P \times N_2}{0.9 \times N_1 + 0.1 \times N_2} \times C$$

② 償却方式として定率法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P}{(1-k)^{N_1-N_2}} \times C$$

P 減価補てん金

N₁ 機械設備の残存耐用年数

N₂ 機械設備の予定耐用年数

k 償却率

C 市町村の定める係数

d 市町村の定める係数

(C ≠ d)

(2) 予定耐用年数を過ぎている場合

$$\text{転廃業助成金} = P \times d$$

下水道処理施設維持管理業者の登録に関し下水道管理 指導室長が別途定める施設について

昭和63年6月14日
建設省都下管発第18号 都道府県
下水道担当部長宛建設省都市局下
水道部下水道管理指導室長通知

下水道処理施設維持管理業者登録規定の施行及び運用について（昭和62年9月18日建設省都下管発第11号）記3(1)口の「下水道管理指導室長が別途定める施設」を下記のとおり定める。

なお、下水道の維持管理を民間委託する場合には、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）が制定された趣旨に配慮されたい。

この件に関しては、厚生省と協議済みである。

おって、この旨貴管下市町村（指定市を除く）に対しても周知されたい。

記

次の全ての要件を満たす集合処理施設である合併浄化槽及び地域し尿処理施設

- 1 処理対象人員又は計画処理人口が5,001人以上であるものであること。
- 2 処理方式が活性汚泥法又はこれに類する処理法であるものであること。
- 3 合併浄化槽については、屎尿浄化槽の構造（昭和55年建設省告示第1292号又は昭和44年建設省告示第1726号）第6に定める構造のものであること。
- 4 地域し尿処理施設については、生物化学的酸素要求量に係る放流水の水質が日間平均値20mg/ℓ以下の構造のものであること。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化 に関する特別措置法の一部改正について

昭和61年1月13日
衛環第2号 各都道府県知事宛
厚生省生活衛生局水道環境部長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の1部を改正する法律（昭和60年法律第104号）は、昭和60年12月27日に公布され、即日施行された。

今回の法改正は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第3条に基づく合理化事業計画の市町村における策定状況及び下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等に対する市町村の措置の実態等にかんがみ、合理化事業計画に定める事項について所要の改正が行われたものであるが、下記事項に十分留意し、適正な施行を期されたく通知する。

記

1 改正の内容

(1) 資金上の措置

市町村が合理化事業計画を定めるに当たっては、従来から規定されている事項の外に、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を定めるものとされたこと。

(2) 措置の内容

資金上の措置とは、市町村が業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等に対して地域の実情に応じて行う資金面での措置全般であり、具体的には、交付金等の金銭の交付、資金の融資、あっせん、保証等を指すものであること。

2 留意事項

(1) 交付金の算定について

交付金等の交付を資金上の措置として行う場合には、その内訳を十分検討し、適正な算定が行われるとともに、これに沿った実行が確保されるよう市町村を指導されたいこと。

(2) 関係者との協議

合理化事業計画の策定に当たっては、必要に応じ業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者、当該事業所の従業員等の関係者と協議するよう市町村を指導されたいこと。

(3) 職業訓練等

合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、必要に応じて当該事業の従事者についての職業訓練の実施等の措置を講ずるよう努めるものとされているので、合理化事業計画の策定及び実施に当たっては関係部局と連携をとって職業訓練の実施、就職のあっせん等について配慮するよう市町村を指導されたいこと。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の 合理化に関する特別措置法の施行について

昭和50年10月21日
環整第95号 各都道府県知事宛
厚生省環境衛生局水道環境部長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という）、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第161号。以下「令」という）及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施工規則（昭和50年厚生省令第37号。以下「規則」という）の施行については、昭和50年10月21日厚生省環第676号各都道府県知事あて厚正事務次官依命通知により指示されたところであるが、なお、下記事項に留意のうえ運用にあたって遺憾なきを期されたい。

おって、貴管下市町村に対しても周知指導方よろしく願います。

記

1 一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件に著しい変化を及ぼす事由

合理化事業計画の策定の原因となる一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件に著しい変化を及ぼす事由とは、法第3条第1項に規定する「当該市町村の区域に係る下水道の整備」及び令第2条に規定する「し尿及びし尿浄化槽に係る汚での海洋投入処分に対する法令の規定による規制の強化」というものであること。

なお、後者については、当面の問題としては、し尿及びし尿浄化槽に係る汚での海洋投入処分の場合の排出海域に関する基準が、海洋汚染防止法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第225号）附則第3項の規定による経過措置の期間の満了により、昭和51年4月1日以降すべての国の領海の基線から50海里をこえる海域（現在は、15海里をこえる海域）とされることがある。

なお、当然のことながら、法令以外の行政指導等による規則の強化は含まれないものであること。

2 合理化事業計画

(1) 記載事項

合理化事業計画は、法第3条第2項及び規則第1条に規定する事項について定めるものであるが、計画書の記載にあたっては、概ね次の事項を記載するよう貴管下市町村に指導されたいこと。

- ① 合理化事業計画の目標
- ② 合理化事業計画の期間
- ③ 下水道の整備等の見通し並びにこれに基づくし尿の要処理量及びし尿浄化槽の要清掃量の変化の見通しその他一般廃棄物処理業等の経営の基礎条件の変化の見通し
- ④ ③の見通しに基づき、当該市町村におけるし尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するための処理体制の水準の設定
- ⑤ 一般廃棄物処理業等の受ける著しい影響を緩和するとともに、④の処理体系の水準を達成するために市町村が行う合理化事業につき、その

ア 内容

イ 実施時期

ウ 実施に必要な資金の額

(2) 合理化事業計画の承認

合理化事業計画の承認にあたっては、規則第2条に定める計画の客観性（第1号）、必要性（第2号前段）、妥当性（第2号後段）及び確実性（第3号）の観点からの承認基準に従い、特に慎重かつ公正を期されたいこと。

(3) 合理化事業計画の変更

市町村は、合理化事業計画を変更しようとするときは法第4条第1項の規定に基づき、都道府県知事の承認を受けなければならないが、この場合、変更に係る合理化事業計画に従って事業の転換等を行い、又は行おうとしている者の状況につき十分配慮されていることが必要であるので、変更の承認にあたっては、特にこの点に留意されたいこと。

なお、合理化事業計画の変更を最小限にとどめるため、当初計画の策定にあたっては、計画の客観性、確実性等につき十分検討を行うよう貴管下市町村を指導されたいこと。

3 事業の転換に関する計画

事業の転換に関する計画の認定及びその取消は、次の事項に留意して行うよう貴管下市町村長を指導されたいこと。

- (1) 事業の転換とは、事業の全部又は1部の転換をいうものであり、事業の廃止及び縮小は含まれないものであること。
- (2) 事業の転換に関する計画には、規則第5条第1項各号に掲げる事項を記載すべきものであるが、同項第5号の「その他事業の転換に関し重要な事項」としては、例えば、事業の転換に伴う従業員の異動に関する事項があること。
- (3) 認定を受けた事業の転換に関する計画が市町村の合理化事業計画の変更により、変更後の合理化事業計画に適合しなくなる場合には、市町村長は認定を受けた者に対し、当該事業の転換計画を当該変更後の合理化事業計画に適合するように変更し、改めて認定を受けるよう指導されたいこと。
- (4) 一般廃棄物処理業等の類似の状況にあるため、当該事業の転換を円滑にするための措置が現に講じられている「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律」第3条第1項第1号又は第2号の規定に基づく指定業種等への事業の変換を行わないよう一般廃棄物処理業等を行う者に対し指導されることが望ましいこと。

4 その他

合理化事業計画を承認したときは、道路運送法の運用を参考とするため、当該合理化事業計画を関係陸運局長に送付されたいこと。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する 特別措置法の施行について（依命通知）

昭和50年10月21日
厚生省環第676号各都道
府県知事宛厚生事務次官通知

下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）は、第75国会において成立し、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第161号）とともに、昭和50年5月23日公布、即日施行された。また、これに伴い下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則が昭和50年10月20日の厚生省令第37号をもって、公布、即日施行された。

本法律は、一般廃棄物処理業等が国及び地方公共団体における下水道の緊急かつ計画的な整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては国民の公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として制定されたものであるので、その運用に当たっては、特に次の事項に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期せられたく、命により通知する。

おって、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

記

1 制定の趣旨

下水道の整備並びに海洋汚染防止法に基づくし尿及びし尿浄化槽汚での海洋投入処分に対する規制の強化は、環境の保全上緊急かつ重要な施策であるが、国及び地方公共団体におけるこのような施策の推進に伴い、市町村長の許可又は市町村の委託を受けてし尿の処理を業とする者及び市町村長の許可を受けてし尿浄化槽の清掃を業とする者が、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。また、海洋投入処分に対する規制の強化が実施されるときも同様である。

このような事情にかんがみ、この際、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することができることとし、また、転換計画を策定して市町村長の認定を受けた事業者に対し、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、当該事業の従事者についての就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めることとすることにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与せんとする趣旨のもとに本法が制定されたものであること。

2 合理化事業計画

市町村が合理化事業計画を定めるに当たっては、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を適確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うよう指導されたいこと。

なお、都道府県知事が行うこととなる合理化事業計画の承認に当たっては、合理化事業計画の適正を確保するため、特に慎重かつ公正を期されたいこと。

3 事業の転換に関する計画

市町村長が行うこととなる事業の転換に関する計画の認定は、国又は地方公共団体が講ずるよう努めるべきとされる転換事業者に対する金融上の措置の前提となる重要な行為であり、合理化事業計画の策定及びその承認とともに、法の運用の中樞をなすものであるから、特に慎重かつ公正な運用がなされるよう指導されたいこと。

4 その他

市町村に対する資金の融通等の措置、転換事業者に対する金融上の措置及び事業の従事者に対する就職のあっせん等の措置に関し、国が具体的に行う施策については、関係機関とも連絡のうえ、その内容が決定され次第おって通知するものであること。

なお、地方公共団体が講ずるよう努めるべきとされる転換事業者に対する金融上の措置及び事業の従事者に対する就職のあっせん等の措置については、今後諸般の検討を行い、適切な施策を講ずるよう努められるとともに、その旨貴管下市町村を指導されたいこと。